

【重要】横浜市 指定更新のお知らせ

令和8年7月31日

横浜市健康福祉局障害施策推進課から指定障害福祉サービス等の指定更新のお知らせです。

障害者総合支援法に基づく指定の有効期間は6年間です。貴事業所は2026年9月末に有効期間満了日を迎えます。引き続き指定を受けようとする場合には、指定更新の申請書類をご提出ください。更新を受けなければ、有効期間の満了によりその効力を失いますのでご注意ください。

申請受付締め切り日は、**2026年8月10日(月)まで**です。

(※**必着**ですので、早めにご提出ください。)

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」セクションにアクセスしてください。次に、「2. 横浜市からのお知らせ」を選択します。相談系以外のサービス事業所は「④-1 指定更新に関する申請様式（障害者総合支援法 相談系以外）」を、相談系のサービス事業所は「④-2 指定更新に関する申請様式（障害者総合支援法 一般相談・特定相談）」を選択してください。

※様式や必要書類は県・指定都市・中核市で異なりますのでご注意ください。

※令和8年7月15日より、一部の様式が変更になりました。

貴事業所のどのサービスの更新が必要かにつきましては、上記各ページ内の「指定更新にあたっての注意事項」もしくは、事業所でお持ちの指定書をご確認ください。

【作成時の注意点】（必ず読んでください）

書類の作成に関して以下の点をご確認ください。（修正がありますと、再度提出が必要です。）

【指定更新申請書】

「事業の開始予定年月日」

→『2026/09/30』となります。（※現在の指定有効期間満了日を記入！）

※前倒しで更新の場合は上記年月日とは異なりますのでご注意ください。

「申請者（設置者） 代表者の住所」

→代表者住所は『個人の住所』となります。（役員名簿と一致しない場合、差し戻します。）

「申請者（設置者） 連絡先」

→申請者連絡先は『法人の連絡先』となります。（事業所の連絡先は付表に入力します。）

※全体として『障害福祉情報サービスかながわ』と異なる情報が記載されているものが多くみられます。（最新の状態で異なる場合は、別途「変更届」の提出が必要です。変更届は電子申請となりますので、同封せずに電子申請で申請ください。）

※次ページあり

【参考様式3 事業所の設備・備品等一覧表】

- ・個人情報保護の関係上、「鍵付き書庫」「金庫」等が必要となります。
- ・消防法に適合したもの（消火器、自動火災報知機等）が必要となります。
(※『消防法に適合したものを備えている。』旨が明記されていない場合、差し戻します。)

また、同一事業所(事業所番号が同一の事業所)において、複数サービスの指定を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なっている場合には、前倒して指定更新することができます(ただし、指定更新月を延ばしての更新はできません)。前倒しての指定更新の例としては、複数の訪問系サービスを提供している事業所や多機能型事業所などが挙げられます。なお、必ずしも前倒して指定更新する必要はなく、これまで通りそれぞれのサービスの指定の有効期限に合わせて指定更新していただくこともできます。

例) 居宅介護・重度訪問介護の指定有効終了年月日: 2026年9月30日

同行援護の指定有効終了年月日: 2026年10月31日の場合

○2026年10月1日に3サービスまとめて指定更新(同行援護を前倒しで更新)

×2026年11月1日に3サービスまとめて指定更新

更新を行わない予定の事業所や、廃止済みの事業所、更新時期が誤っていると思われる場合等については、お手数ですが速やかに電話にて御連絡ください。

■提出書類 : (※最新の様式を使用ください)チェックシート、申請書、付表、添付書類

■送付先 : 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50 番地の 10

横浜市健康福祉局障害施策推進課 宛(指定更新書類在中)

提出時にあたっての注意事項

- (1) 「指定更新申請に関する送付票(チェックシート)」と提出内容を確認の上、書類の不足がないようご注意ください(チェック済みの送付票(チェックシート)も必ず提出)。
- (2) 受領確認のための返信用封筒等の同封はご遠慮ください。受領確認が必要な場合は、簡易書留等をご利用ください。※同封されても返送等は致しません。
(受領したものに関してはチェックシートに記入されたメールアドレスに指摘事項をお送りします。指摘事項がない場合についても、指摘がない旨のご連絡をします。)
- (3) 郵便料金不足の場合、受領できません。
(郵便料金不足で送られてくるケースが増えています。不足していた場合、不足分納付のために来庁が必要となりますので、十分にご注意ください。※2024年10月1日から郵便料金が変わっています。)

横浜市健康福祉局障害施策推進課指定担当

電話 045-671-3601

メール kf-syositei@city.yokohama.lg.jp